



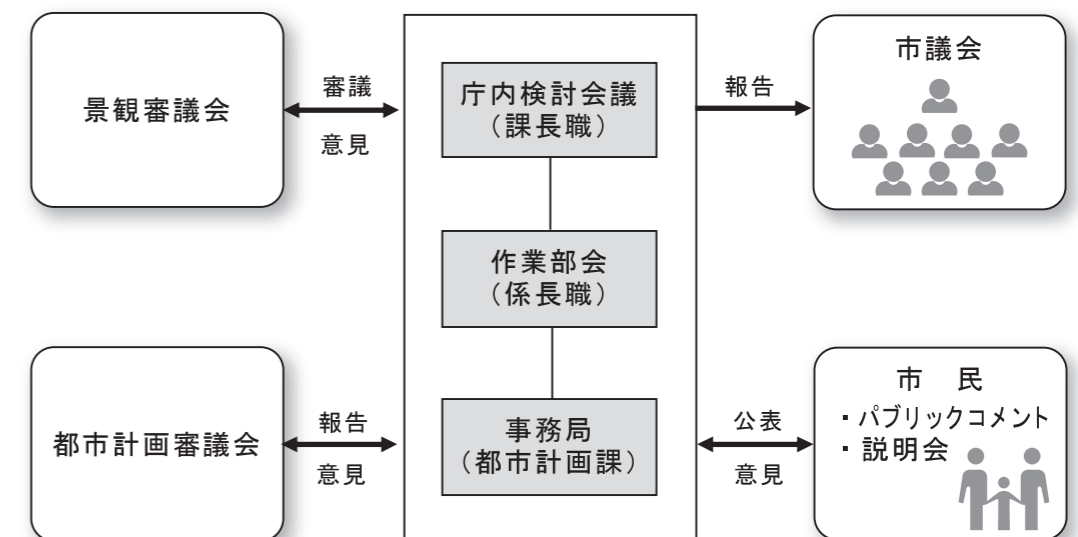
資料編

1 計画策定の経過

年 度	年 月 日	内 容	
平成20年度	平成20年 6月9日	● 第1回景観審議会 ・ 景観計画策定の進め方について	
	7月3日	● 第13回庁議 ・ 庁内検討会議の設置について	
	7月11日	● 第1回庁内検討会議 ・ 景観計画の策定について	
	8月4日	● 北海道知事に景観行政団体移行に係る協議書提出	
	8月21日	● 同協議に係る北海道知事の同意	
	9月1日	● 景観行政団体となる旨等の告示	
	9月2日	● 第2回景観審議会 ・ 景観計画（骨子）について	
	9月9日	● 第16回庁議 ・ 景観行政団体への移行について	
	9月16日	● 9月定例会市議会建設常任委員会 ・ 景観行政団体移行の報告	
	10月1日	● 景観行政団体となる	
	12月3日	● 12月定例会市議会市政報告 ・ 景観行政団体への移行について	
	12月19日	● 第1回庁内検討会議（作業部会） ・ 景観計画（事務局案）について	
	平成21年 1月29日	● 第3回景観審議会 ・ 景観計画（事務局案）について	
	2月16日	● 第3回都市計画審議会 ・ 景観計画（素案）について	
	2月19日	● 第2回庁内検討会議 ・ 景観計画（素案）について	
	2月24日	● 第4回景観審議会 ・ 景観計画（素案）について	
	2月26日	● 第4回庁議 ・ 景観計画（素案）について	
	3月16日	● 2月定例会市議会建設常任委員会 ・ 景観計画（素案）の報告	
	平成21年度	平成21年 4月1日 ～4月30日	● 景観計画（素案）の市民意見提出手続（パブリックコメント）実施
		6月4日	● 第1回都市計画審議会 ・ 景観計画（案）について

6月11日	● 第1回景観審議会 ・ 景観計画（案）について
6月22日	● 6月定例会市議会建設常任委員会 ・ 景観計画（案）の報告
7月17日 ～8月17日	● 景観条例及び規則（素案）の市民意見提出手続（パブリックコメント）実施
7月31日	● 景観計画等に関する説明会開催
8月31日	● 第2回景観審議会 ・ 景観条例（案）等について
9月4日	● 第14回庁議 ・ 景観条例（案）について
9月9日	● 9月定例会市議会に景観条例議案提出
10月2日	● 9月定例会市議会において景観条例の議決
10月2日	● 釧路市景観条例及び釧路市景観条例等施行規則公布
10月29日	● 第3回景観審議会 ・ 景観計画の策定について
11月2日	● 景観計画策定 ・ 告示、縦覧

2 計画策定フロー



3 釧路市景観審議会名簿

【平成20年度】

	氏名	所属及び役職
会長	千葉 忠弘	釧路工業高等専門学校准教授
副会長	加藤 直樹	北海道教育大学釧路校准教授
委員	糺谷 昌美	釧路工業高等学校建築科教諭
	眞壁 喜男	社団法人北海道建築設計事務所協会釧路支部理事
	吉田 英司	釧路造園建設業協会技術委員長
	大場 恵治	東北海道広告美術協会会長
	西村 智久	釧路市建設事業協会理事
	眞籠 敏夫	音別建設業協会会員
	永田 敦子	NPO 浪花町十六番倉庫事務局長
	内藤千佳子	NPO 法人阿寒観光協会まちづくり推進機構まりも倶楽部理事
	羽生 輝	社団法人日本美術家連盟会員／北海道美術協会会員
	奥山美智子	インテリアコーディネーター
	平川 順二	釧路市住宅都市部長

【平成21年度】

	氏名	所属及び役職
会長	千葉 忠弘	釧路工業高等専門学校准教授
副会長	羽生 輝	社団法人日本美術家連盟会員／北海道美術協会会員
委員	佐々木 宰	北海道教育大学釧路校准教授
	糺谷 昌美	釧路工業高等学校建築科教諭
	眞壁 喜男	社団法人北海道建築士事務所協会釧路支部理事
	吉田 英司	釧路造園建設業協会技術委員長
	大場 恵治	東北海道広告美術協会会長
	西村 智久	釧路市建設事業協会理事
	眞籠 敏夫	釧路市建設事業協会会員
	永田 敦子	NPO 浪花町十六番倉庫事務局長
	内藤千佳子	NPO 法人阿寒観光協会まちづくり推進機構まりも倶楽部理事
	奥山美智子	インテリアコーディネーター

4 釧路市景観計画策定庁内検討会議名簿

【平成20年度】

部	課	職名	氏名
企画財政部	企画課	課長	中井 康晴
環境部	環境政策課	課長	二俣 克哉
経済部	商業労政課	課長	高木 亨
		中心市街地活性化主幹	関本 良雄
	産業推進室	次長	石川 和男
	観光振興室	室長	塩 博文
水産農林部	農林課	次長	山根 誠一
	水産課	次長	折原 恒
住宅都市部	都市計画課	次長	香川 博
	公園緑地課	課長	工藤 静子
		リバーサイド推進主幹	佐藤 隆一
	住宅課	課長	磯部 孝秋
	建築課	課長	播摩谷明謙
	建築指導課	課長	坂上 武
道路河川部	道路河川課	次長	盛岡 孝道
港湾空港部	港湾空港振興課	次長	岩隈 敏彦
	港湾計画課	次長	岸本 勉
阿寒町行政センター	地域振興課	課長	武内 義明
	観光商工課	課長	岸上 政司
音別町行政センター	地域振興課	課長	森 直人
	建設課	課長	長岡 正
生涯学習部	生涯学習課	次長	奥田 博康

5 釧路市景観条例

平成21年10月2日
釧路市条例第41号

目次

- 第1章 総則（第1条-第11条）
- 第2章 景観計画（第12条-第14条）
- 第3章 行為の届出等
 - 第1節 事前協議（第15条）
 - 第2節 景観法に基づく行為の届出等（第16条-第23条）
- 第4章 景観重要建造物等（第24条-第30条）
- 第5章 表彰、助成等（第31条・第32条）
- 第6章 釧路市景観審議会（第33条）
- 第7章 雑則（第34条）
- 附則

第1章 総則	(9) 景観重要樹木 法第28条第1項に規定する景観重要樹木をいう。
(目的)	(基本理念)
第1条 この条例は、釧路らしい景観の保全、整備及び形成に関する基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の規定に基づく景観計画の策定、行為の届出、景観重要建造物等の指定等に関し必要な事項を定めることにより、良好な景観づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって現在及び将来にわたる市民の潤いのある豊かな生活環境の創造と個性的で魅力あるまちづくりに寄与することを目的とする。	第3条 市は、次に掲げる基本理念に基づき、釧路らしい景観づくりを推進する。 <ul style="list-style-type: none">(1) 地域の自然、歴史、文化等と市民の生活、経済活動等との調和に配慮した個性豊かな景観づくり(2) 美しい自然を生かした景観づくり(3) 緑の保全及び創出による景観づくり(4) 市民、事業者及び市の協働による景観づくり(5) 次代の市民に引き継いでいく景観づくり
(定義)	(市の責務)
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 <ul style="list-style-type: none">(1) 景観計画 法第8条第1項に規定する景観計画をいう。(2) 景観づくり 景観を保全し、整備し、及び形成することをいう。(3) 景観計画区域 法第8条第2項第1号に規定する景観計画区域をいう。(4) 建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。(5) 工作物 土地又は建築物に定着し、又は継続して設置される物のうち、建築物以外の物で規則で定めるものをいう。(6) 建築等 法第16条第1項第1号に規定する建築等をいう。(7) 建設等 法第16条第1項第2号に規定する建設等をいう。(8) 景観重要建造物 法第19条第1項に規定する景観重要建造物をいう。	第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、景観づくりに関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。 <ul style="list-style-type: none">2 市は、景観づくりに関する施策の策定及び実施に当たっては、市民及び事業者の意見等が反映されるよう努めるものとする。
	(市民の責務)
	第5条 市民は、基本理念にのっとり、自らが景観づくりの主体であることを認識し、主体的な景観づくりに係る活動に努めるとともに、市が実施する景観づくりに協力しなければならない。
	(事業者の責務)
	第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に際し、景観づくりに自ら努めるとともに、市が実施する景観づくりに協力しなければならない。
	(来訪者の協力等)
	第7条 市、市民及び事業者は、来訪者に対し自らが取り組む景観づくりについて、理解と協力を求めることができる。
	(財産権等の尊重及び他の公益との調整)
第8条 この条例の運用に当たっては、関係者の財	

第2章 景観計画	(景観計画の策定等)
第12条 市は、基本理念を達成し、釧路らしい景観づくりを行うための基本的かつ総合的な施策を計画的に進めるため、景観計画を定めるものとする。	第12条 市は、基本理念を達成し、釧路らしい景観づくりを行うための基本的かつ総合的な施策を計画的に進めるため、景観計画を定めるものとする。
2 市は、景観計画において、景観計画区域内で特に良好な景観づくりを進める必要がある区域を景観計画重点区域（以下「重点区域」という。）又は景観形成推進区域（以下「推進区域」という。）として指定することができる。この場合において、重点区域及び推進区域として指定することができる区域は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める区域とする。 <ul style="list-style-type: none">(1) 重点区域 次のいずれかに該当する区域<ul style="list-style-type: none">ア 地域を活性化する拠点として良好な景観を形成する必要がある区域イ 観光の振興や交流の促進を図るうえで良好な景観を形成する必要がある区域(2) 推進区域 良好な自然や田園景観を有し、周囲の景観とともに良好な景観を将来にわたり保全していくことが必要な区域	第12条 市は、基本理念を達成し、釧路らしい景観づくりを行うための基本的かつ総合的な施策を計画的に進めるため、景観計画を定めるものとする。 <ul style="list-style-type: none">2 市は、景観計画において、景観計画区域内で特に良好な景観づくりを進める必要がある区域を景観計画重点区域（以下「重点区域」という。）又は景観形成推進区域（以下「推進区域」という。）として指定することができる。この場合において、重点区域及び推進区域として指定することができる区域は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める区域とする。<ul style="list-style-type: none">(1) 重点区域 次のいずれかに該当する区域<ul style="list-style-type: none">ア 地域を活性化する拠点として良好な景観を形成する必要がある区域イ 観光の振興や交流の促進を図るうえで良好な景観を形成する必要がある区域(2) 推進区域 良好な自然や田園景観を有し、周囲の景観とともに良好な景観を将来にわたり保全していくことが必要な区域
3 市は、重点区域及び推進区域を指定しようとするときは、法第8条第2項第2号に規定する良好な景観の形成に関する方針及び同項第3号に規定する行為の制限に関する事項を当該指定しようとする区域ごとに定めるものとする。	3 市は、重点区域及び推進区域を指定しようとするときは、法第8条第2項第2号に規定する良好な景観の形成に関する方針及び同項第3号に規定する行為の制限に関する事項を当該指定しようとする区域ごとに定めるものとする。
4 市長は、景観計画を定めようとするときは、法第9条の規定によるほか、あらかじめ、第33条第1項に規定する釧路市景観審議会（以下第4章までにおいて「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。景観計画を変更しようとするときも、また同様とする。	4 市長は、景観計画を定めようとするときは、法第9条の規定によるほか、あらかじめ、第33条第1項に規定する釧路市景観審議会（以下第4章までにおいて「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。景観計画を変更しようとするときも、また同様とする。
(計画提案をすることができる団体)	(計画提案をすることができる団体)
第13条 法第11条第2項の条例で定める団体は、良好な景観づくりを推進する活動を行うことを目的とする団体で、規則で定める要件のいずれにも該当するものとする。	第13条 法第11条第2項の条例で定める団体は、良好な景観づくりを推進する活動を行うことを目的とする団体で、規則で定める要件のいずれにも該当するものとする。

(計画提案があったときの審議会への付議)	(計画提案があったときの審議会への付議)
第14条 市長は、法第11条第1項又は第2項の規定による提案があったときは、審議会に当該提案に係る景観計画の素案を提出して、その意見を聴かなければならない。	第14条 市長は、法第11条第1項又は第2項の規定による提案があったときは、審議会に当該提案に係る景観計画の素案を提出して、その意見を聴かなければならない。
第3章 行為の届出等	第3章 行為の届出等
第1節 事前協議	第1節 事前協議
第15条 景観計画区域内において、法第16条第1項又は第2項の規定による届出が必要な行為を行おうとする者は、当該届出を行う前に当該行為の設計、施行方法等について、市長に協議することができる。	第15条 景観計画区域内において、法第16条第1項又は第2項の規定による届出が必要な行為を行おうとする者は、当該届出を行う前に当該行為の設計、施行方法等について、市長に協議することができる。
2 市長は、前項の規定による協議の申出があったときは、その協議に応じ、速やかに必要な助言をするものとする。	2 市長は、前項の規定による協議の申出があったときは、その協議に応じ、速やかに必要な助言をするものとする。
第2節 景観法に基づく行為の届出等	第2節 景観法に基づく行為の届出等
(景観計画区域における行為の届出に係る添付図書)	(景観計画区域における行為の届出に係る添付図書)
第16条 景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号）第1条第2項第4号の条例で定める図書は、平面図その他の規則で定めるものとする。	第16条 景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号）第1条第2項第4号の条例で定める図書は、平面図その他の規則で定めるものとする。
(景観計画区域内における行為の届出)	(景観計画区域内における行為の届出)
第17条 法第16条第1項第4号の条例で定める行為は、別表第1の区域の欄に掲げる区域について、同表の行為の内容の欄に定める行為とする。	第17条 法第16条第1項第4号の条例で定める行為は、別表第1の区域の欄に掲げる区域について、同表の行為の内容の欄に定める行為とする。
(景観計画区域内における行為の届出等の適用除外)	(景観計画区域内における行為の届出等の適用除外)
第18条 重点区域及び推進区域以外の景観計画区域における法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。 <ul style="list-style-type: none">(1) 建築物の建築等で、高さ（増築又は改築にあっては、増築又は改築後の高さ）が13メートル以下で、かつ、延べ面積（増築又は改築にあっては、増築又は改築後の延べ面積）が1,500平方メートル以下のもの(2) 前号に規定する規模を超える建築物の増築又は改築で、当該増築又は改築に係る部分の床面積が10平方メートル以下のもの(3) 第1号に規定する規模を超える建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「外観の変更等」という。）で、一壁面の変更面積がその面の2分の1以下のもの(4) 木柱、鉄柱、鉄筋コンクリート柱その他これらに類する工作物の建設等で、高さが15メートル（建築物と一体となって設置される工作物にあっては、地盤面から当該工作物の上端までの高さが15メートル）以下のもの(5) 前号の工作物以外の工作物の建設等で、高さが8メートル（建築物と一体となって設置される工作物にあっては、当該工作物の高さが8メートル又は地盤面から当該工作物の上端までの高さが13メートル）以下のもの	第18条 重点区域及び推進区域以外の景観計画区域における法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。 <ul style="list-style-type: none">(1) 建築物の建築等で、高さ（増築又は改築にあっては、増築又は改築後の高さ）が13メートル以下で、かつ、延べ面積（増築又は改築にあっては、増築又は改築後の延べ面積）が1,500平方メートル以下のもの(2) 前号に規定する規模を超える建築物の増築又は改築で、当該増築又は改築に係る部分の床面積が10平方メートル以下のもの(3) 第1号に規定する規模を超える建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「外観の変更等」という。）で、一壁面の変更面積がその面の2分の1以下のもの(4) 木柱、鉄柱、鉄筋コンクリート柱その他これらに類する工作物の建設等で、高さが15メートル（建築物と一体となって設置される工作物にあっては、地盤面から当該工作物の上端までの高さが15メートル）以下のもの(5) 前号の工作物以外の工作物の建設等で、高さが8メートル（建築物と一体となって設置される工作物にあっては、当該工作物の高さが8メートル又は地盤面から当該工作物の上端までの高さが13メートル）以下のもの

- (6) 前2号に規定する規模をそれぞれ超える工作物の外観の変更等で、その変更面積が全体の2分の1以下のもの
 - (7) 法第16条第1項第3号に掲げる行為で、当該行為に係る土地の面積が10,000平方メートル以下のもの
 - (8) 他の法令又は条例の規定に基づき、許可、認可、届出等を要する行為で規則で定めるもの
- 2 重点区域及び推進区域内における法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、別表第2の区域の欄に掲げる区域について、同表の行為の内容の欄に定める行為とする。**

(勧告の手続)
第19条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

(法に基づく届出をした者に対する通知)
第20条 市長は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る行為について、良好な景観づくりに支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、その旨を当該届出をした者に通知するものとする。

(特定届出対象行為)
第21条 法第17条第1項に規定する特定届出対象行為は、法第16条第1項第1号及び第2号の届出を要する行為とする。

(変更命令の手続)
第22条 市長は、法第17条第1項又は第5項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

(廃屋等の管理の要請)
第23条 市は、重点区域及び推進区域に所在する廃屋、空き地その他老朽化した既存施設等（以下「廃屋等」という。）が、良好な景観づくりを図るうえで支障があると認めるときは、その廃屋等の所有者又は管理者に対し必要な措置を講ずるよう要請することができる。

2 市長は、前項の規定による要請をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとする。

第4章 景観重要建造物等

(景観重要建造物の指定の手続)
第24条 市長は、法第19条第1項の規定により景観重要建造物を指定しようとするときは、同条第2項の規定によるほか、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

2 市長は、景観重要建造物を指定したときは、その旨を告示しなければならない。

(景観重要建造物の管理の方法の基準)
第25条 法第25条第2項の規定により定める管理の方法の基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 景観重要建造物の修繕は、原則として当該修繕前の外観を変更することのないようにするこ

- と。
- (2) 消火器の設置その他の景観重要建造物の防災上の措置を講ずること。
- (3) 景観重要建造物の滅失を防ぐため、その敷地、構造及び建築設備の状況を定期的に点検すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、景観重要建造物の良好な景観の保全のため必要な措置として規則で定めるものを講ずること。

(景観重要樹木の指定の手続)

第26条 市長は、法第28条第1項の規定により景観重要樹木を指定しようとするときは、同条第2項の規定によるほか、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

2 市長は、景観重要樹木を指定したときは、その旨を告示しなければならない。

(景観重要樹木の管理の方法の基準)

第27条 法第33条第2項の規定により定める管理の方法の基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 景観重要樹木の良好な景観を保全するため、剪定その他の必要な管理を行うこと。
- (2) 景観重要樹木の滅失又は枯死を防ぐため、病虫害の駆除その他の措置を行うこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、景観重要樹木の良好な景観の保全のため必要な措置として規則で定めるものを講ずること。

(景観重要建造物等の原状回復命令等の手続)

第28条 市長は、法第23条第1項（法第32条第1項において準用する場合を含む。）の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置を命じようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

(管理に関する命令及び勧告の手続)

第29条 市長は、法第26条若しくは法第34条の規定により必要な措置を命じ、又は勧告しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

(景観重要建造物等の指定の解除の手続)

第30条 市長は、法第27条第2項の規定により景観重要建造物の指定を解除し、又は法第35条第2項の規定により景観重要樹木の指定を解除しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

2 市長は、景観重要建造物又は景観重要樹木の指定を解除したときは、その旨を告示しなければならない。

第5章 表彰、助成等

(表彰)
第31条 市は、釧路らしい景観づくりに寄与していると認められる特に優れた行為を行った個人又は団体に対し、その功績を表彰することができる。

(助成等)
第32条 市は、景観重要建造物及び景観重要樹木

の所有者等に対し、その保存等のために技術的援助を行い、又はその保存等に要する経費の一部を助成することができる。

第6章 釧路市景観審議会

第33条 釧路らしい景観づくりに関する重要事項を調査審議するため、釧路市景観審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、委員15人以内をもって組織する。
3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 民間諸団体の代表者
- (3) その他市長が適当と認める者

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 特別の事項を調査審議するために必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

7 専門の事項を調査させるために必要があるときは、審議会に調査委員を置くことができる。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第7章 雑則

(委任)
第34条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(附則)
(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第3項の規定は、公布の日から施行する。

(釧路市景観条例の廃止)
2 釧路市景観条例（平成19年釧路市条例第35号）は、廃止する。

(経過措置)
3 景観計画の策定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、第12条の規定の例により行うことができる。この場合において、同条第4項中「第33条第1項に規定する釧路市景観審議会」とあるのは、「釧路市景観条例（平成19年釧路市条例第35号）第20条第1項に規定する釧路市景観審議会」とする。

4 前項の規定により定められた景観計画は、この条例の施行の日において第12条第1項の規定により定められた景観計画とみなす。

5 この条例の施行の際、現に第2項の規定による廃止前の釧路市景観条例（以下「旧条例」という。）第9条第1項の規定により指定されている景観形成推進地区は、第12条第2項第2号の規定により指定された推進区域とみなす。

4 前項の規定により定められた景観計画は、この条例の施行の日において第12条第1項の規定により定められた景観計画とみなす。

5 この条例の施行の際、現に第2項の規定による廃止前の釧路市景観条例（以下「旧条例」という。）第9条第1項の規定により指定されている景観形成推進地区は、第12条第2項第2号の規定により指定された推進区域とみなす。

6 第3章第2節の規定は、平成22年5月2日以後に着手する法第16条第1項第1号から第4号までに掲げる行為に係る行為の届出等について適用する。

7 この条例の施行前に旧条例第11条又は第14条の規定により届出がされた行為については、なお従前の例による。

8 この条例の施行の際、現に旧条例第20条第1項の規定により置かれている釧路市景観審議会（以下「旧審議会」という。）は、第33条第1項の規定により置かれた審議会とみなす。

9 この条例の施行の際、現に旧条例第20条第3項の規定により旧審議会の委員に委嘱されている者は、第33条第3項の規定により審議会の委員に委嘱された者とみなす。この場合において、当該委員の任期は、旧審議会の委員の残任期間とする。

別表第1（第17条関係）

区域	行為の内容
道道釧路空港線周辺地区（景観計画において推進区域として指定する道道釧路空港線周辺地区をいう。以下同じ。）	(1) 土地の開墾、土砂の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 (2) 樹木の伐採

別表第2（第18条関係）

区域	行為の内容
道道釧路空港線周辺地区	(1) 第18条第1項第8号に掲げるもの (2) 通常管理行為、軽易な行為その他の行為で規則で定めるもの

6 釧路市景観条例等施行規則

	平成21年10月2日 釧路市規則第51号
(趣旨)	
第1条 この規則は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）及び釧路市景観条例（平成21年釧路市条例第41号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。	
(定義)	
第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。	
(建築物以外の工作物)	
第3条 条例第2条第5号の建築物以外の物で規則で定めるものは、次に掲げるものとする。	
(1) 門、塀、垣、さく、擁壁その他これらに類するもの（法第8条第2項第5号口に規定する特定公共施設、鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第8条第1項に規定する鉄道施設及び空港法（昭和31年法律第80号）第2条に規定する空港の用に供するものを除く。）	
(2) 煙突その他これに類するもの	
(3) 木柱、鉄柱、鉄筋コンクリート柱その他これらに類するもの（法第8条第2項第5号口に規定する特定公共施設、鉄道事業法第8条第1項に規定する鉄道施設並びに空港法第2条に規定する空港の用に供するもの並びに電気供給のための電線路及び有線電気通信のための線路の支持物を除く。）	
(4) 装飾塔、記念塔その他これらに類するもの	
(5) 高架水槽、物見塔その他これらに類するもの	
(6) 石油、ガス、穀物、飼料その他これらに類するものの貯蔵施設	
(7) 観覧車、飛行塔、コースターその他これらに類する遊戯施設	
(8) アスファルトプラント、コンクリートプラントその他これらに類する製造施設	
(9) その他市長が指定するもの	
(計画提案をすることができる団体)	
第4条 条例第13条の規則で定める要件は、次に掲げるものとする。	
(1) その活動が営利活動、政治活動又は宗教活動を目的とするものでないこと。	
(2) 構成員の全部又は一部が市内に住所を有する者であること。	
(行為の届出等)	
第5条 法第16条第1項の規定による届出は、釧路市景観計画区域内行為届出書により行うものとする。	
2 法第16条第2項の規定による届出は、釧路市景観計画区域内行為変更届出書により行うものとする。	
(景観計画区域内における行為の届出に係る添付図書)	
第6条 条例第16条の規則で定めるものは、別表の行為の欄に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ同表の図	

	平成21年10月2日 釧路市規則第51号
書の欄に定める図書とする。	
(許可等を受けて行う行為)	
第7条 条例第18条第1項第8号の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。	
(1) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第9条第2項及び第3項、第13条第3項、第14条第3項、第26条第1項並びに第56条第1項後段の規定に基づき、認可、許可、届出及び協議を要する行為	
(2) 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項並びに第34条第1項及び第2項の規定に基づき、許可を要する行為	
(通常の管理行為等)	
第8条 条例別表第2の行為の内容の欄第2号の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。	
(1) 工事を施工するために現場に設ける事務所、下小屋、材料置場その他これらに類する建築物で仮設の建築物の建築等	
(2) 建築物の増築又は改築で、当該増築又は改築に係る部分の床面積が10平方メートル以下のもの	
(3) 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「外観の変更等」という。）で、一壁面の変更面積がその面の2分の1以下のもの	
(4) 工作物の建設等で次に掲げるもの	
ア 第3条第1号の工作物で高さ2メートル以下のもの	
イ 第3条第2号の工作物で高さ6メートル以下のもの	
ウ 第3条第3号の工作物で高さ15メートル以下のもの	
エ 第3条第4号の工作物で高さ4メートル以下のもの	
オ 第3条第5号及び第6号の工作物で高さ8メートル以下のもの	
カ アからオまでに掲げるものに係る工作物以外の工作物の外観の変更等で、その変更面積が全体の2分の1以下のもの	
(5) 法第16条第1項第3号に規定する開発行為その他政令で定める行為及び条例別表第1の行為の欄第1号に規定する土地の形質の変更で、次に掲げるもの	
ア 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項第2号から第11号までに規定する開発行為	
イ 土地の面積が200平方メートル以下で、かつ、高さが2メートルを超える法を生ずる切土又は盛土を伴わない土地の形質の変更	

ウ 農業又は林業を営むために行う土地の形質の変更

(6) 樹木の伐採で次に掲げるもの

ア 樹高が10メートル以下で、かつ、地上1.5メートルの高さにおける幹周が1メートル以下のもの

イ 農業又は林業を営むために行うもの

(法に基づく届出をした者に対する通知)

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は、委員（議事に関係のある臨時委員を含む。次項において同じ。）の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

行 為	図 書	
	種 類	備 考
建築物の建築等又は工作物の建設等	付近見取図	
	配置図	
	各階の平面図	建築物である場合に限る。
	各面の立面図	各部分の仕上げ及び色彩並びに設備等を明示すること。
	断面図	主要部2面以上
	現況写真	行為地及び周辺の状況を示すカラー写真
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	付近見取図	
	平面図	変更前及び変更後の土地の形状を示すもの
	断面図	変更前及び変更後の土地の形状を示すもの
	現況写真	行為地及び周辺の状況を示すカラー写真
土地の開墾、土砂の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更	付近見取図	
	平面図	変更前及び変更後の土地の形状を示すもの
	断面図	変更前及び変更後の土地の形状を示すもの
	現況写真	行為地及び周辺の状況を示すカラー写真
樹木の伐採	付近見取図	
	樹木の配置図	樹種及び大きさを示すもの
	現況写真	行為地及び周辺の状況を示すカラー写真

7 用語解説

あ

意匠

建築物や工作物等の形・色・模様・配置などについて加える装飾上の工夫。デザイン。

美しい国づくり政策大綱

魅力ある美しい国づくりの実現に向けた、基本的考え方と具体的な施策について、国土交通省が平成15年7月に取りまとめた政策大綱。

NPO【Nonprofit Organization】

民間非営利組織。

沿道景観

沿道において形成される景観

オープンスペース

都市または敷地内で、建築物等が建っていない場所。

屋外広告物

屋外に掲出・設置される広告物。

温室効果ガス

大気中の赤外線を吸収し、地表付近の大気を暖める効果をもつ気体。京都議定書では、二酸化炭素、メタンなど六つの気体としている。

か

外構

建物の外回りや、塀、門扉、垣などの屋外構造物や植栽の総称。

緩衝緑地帯

大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止や緩和またはコンビナート地帯等の災害時の被害拡大の防止を目的とした緑地。公害・災害発生源地域と背後の一般市街地とを分断することが必要な位置において、周辺環境の状況に応じ配置する。

釧路川リバーサイド整備計画

治水施設の整備と水辺空間の整備を実施して

いくことにより、水害の防止と地域の生活環境の向上を目指す「ふるさとの川整備事業」による計画。

釧路市景観賞

釧路らしい景観づくり貢献している建造物等や市民団体等を表彰するため、平成4年に「釧路市都市景観賞」として創設。平成20年から「釧路市景観賞」に名称変更。

釧路市景観条例

景観づくりに対する基本姿勢を示すとともに、まちの財産である豊かな素材を活かした「くしろの魅力ある景観づくり」を協働で進めていくことなどを定め、平成19年3月制定(同年4月施行)。

釧路市景観審議会

釧路市景観条例に基づき、釧路らしい景観づくりに関する事項を調査審議するため設置された機関。

釧路シビックコア地区

幸町内に釧路地方合同庁舎、こども遊学館などが立地し、行政・業務ゾーンを形成している地区。

グローバル

物事の規模が国家の枠組みを超え、地球全体に拡大している様子。

景観協議会

景観計画区域における、良好な景観の形成に必要な協議を行うため、景観行政団体、景観重要公共施設の管理者及び景観整備機構により組織される機関。

景観協定

景観計画区域内の一団の土地の所有者及び借地権者全員の合意のもとに締結される、建築物の形態意匠に関する基準など良好な景観の形成に関する協定。

景観整備機構

公益法人または特定非営利活動法人（NPO法人）で、景観行政団体の長から指定された団体。良好な景観の形成に関する活動の支援や調査研究などを行うことが期待される。

景観法

都市、農山漁村等における良好な景観の形成を図るため、基本理念及び国等の責務、景観計画の策定における良好な景観の形成のための規制等所要の措置を規定した法律。日本で初めての景観についての総合的な法律。平成16年6月制定（同年12月施行）。

建築協定

住宅地としての環境、商店街としての利便の増進等のため、土地所有者等の合意により建築物の敷地、構造、形態・意匠などに関する基準について協定を締結する制度。

コミュニティ

町内会のような地縁型の共同体や、地域での共同の活動、暮らしを支える結びつき。

さ

シーニックバイウエイルート

地域と行政が連携し、景観や自然環境に配慮し、地域の魅力を道でつなぎながら個性的な地域、美しい環境づくりを目指す施策「シーニックバイウェイ (Scenic Byway)」の中で指定された道路。

軸的景観

道路や河川などを軸とした連続的な景観。

自然再生事業

自然再生推進法に基づいて多様な主体の協議と合意のもとで実施される事業。単に景観を改善したり、特定の植物群落を植栽するというのではなく、その地域の生態系の健全性と生物多様性を回復してくことが目的とされる。

親水性

水に触れたり、接したり、眺めることなどによ

り、水と親しむこと。

スカイライン

山並みや建築物等が空を区切る輪郭線。

総合計画（釧路市）

釧路市のまちづくりに関する基本構想。平成20年度から平成29年度までの10年間を計画期間とし、将来都市像を「自然とまちの魅力が賑わいを創り 活力みなぎる環境・交流都市『釧路』」とする。平成20年3月策定。

た

ダクト

冷暖房・換気・排気などのための空気の通路となる導管。

地域ブランド

特定の地域で産出される野菜や果物等の生鮮特産品、特定の地域で提供される温泉地等、地域を主に経済的な側面から捉えたときの、生活者が認識するさまざまな地域イメージの総体。

眺望景観

ある視点場（景観を見る地点、展望台など）から視対象（眺められる対象物、山や海など）を眺望したとき視覚で捉えられる景観。

都市計画マスタープラン（釧路市）

都市計画法に基づき、市町村が地域の実情と市民の意向を反映し定める、都市計画に関する基本的な方針。平成13年3月策定、平成21年3月改定。

都市景観形成ガイドライン（釧路市）

都市景観について基本的な方向と考え方をまとめ、市民、行政が共通の視点にたって、個性豊かな景観づくりを進めるための手がかりとなるよう、平成5年3月策定。

都市景観形成基本計画（釧路市）

良質な都市景観のあり方や、景観形成推進のための方策・手法を検討し、景観形成の各種計画の基本計画として、平成3年10月策定。

都市景観要綱（釧路市）

釧路らしい都市景観をまもり、そだて、つくることに関して必要な事項を定めた。平成7年7月施行。

な

なかよし花街道

阿寒町花いっぱい運動推進委員会により、釧路市阿寒町旭町～北町沿道部分約3kmの区間を色とりどりの花で飾るコミュニティ活動。

延べ面積

建築物の各階の床面積の合計。

は

橋詰

橋が終わっている所。橋のたもと。

フットライト

足もとから照らす照明。

北海道屋外広告物条例

屋外広告物法に基づき、屋外広告物及び屋外広告業について必要な規制を行い、良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害の防止を図ることを目的に北海道が定めた条例。

ま

模様替

既存建築物の間仕切りを変えたり、内外の造作・仕上げなどを改めること。

や

夜間景観

ライトアップなどの人工照明により演出された夜の景観。

ら

酪農景観

サイロや乳牛など、酪農を活かしながら形成さ

れる景観。

欄干

橋・階段などの縁に、人が落ちるのを防ぎ、また装飾ともするために柵状に作り付けたもの。手すり。

ランドマーク

ある地域で様々な場所から方角を知る目印であると同時に、視線を受け止める役割を担い、象徴的景観要素となっているもの。山や高層建築物、塔等のこと。

リバーサイド地区

釧路川リバーサイド整備計画により整備された地区。

緑地協定

都市緑地保全法に基づき、都市計画区域内における相当規模の一団の土地、道路、河川等に隣接する相当の区間にわたる土地において、土地所有者等の全員の合意により緑地の保全及び緑化に関して締結する協定。

Landscape Plans of Kushiro City

★ 釧路市景観計画
(平成21年11月策定)

平成21年11月発行

発行／釧路市

編集／釧路市住宅都市部都市計画課

〒085-8505 釧路市黒金町7丁目5番地

TEL.(0154)23-5151

FAX.(0154)25-8149

Mail: ku190502@city.kushiro.hokkaido.jp

Landscape Plans of Kushiro City

